

○所沢市省エネ機器導入補助金交付要綱

令和7年4月1日要綱

所沢市省エネ機器導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における脱炭素化（社会経済活動その他の活動に伴って発生する地球温暖化の最大の原因と言われる二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることをいう。）を促進し、地球温暖化を防止するため、市内事業者が事業所等に第3条に規定する省エネ機器を導入する経費に対して予算の範囲内において補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）及び所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自らが業を営む市内の事業所等において、次条の補助対象機器を導入する個人又は法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助対象者としな

(1) 埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）第12条に規定する事業者として同条の規定の適用を受ける者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者

(3) 暴力団員（所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第2号の暴力団員をいう。）及び暴力団関係者（同条例第3条第2項の暴力団関係者をいう。）である者

(4) 補助金の申請時及び実績報告時において市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいい、所沢市国民健康保険税条例（昭和32年告示第157

号) 第1条に規定する国民健康保険税を含む。以下同じ。) の滞納がある者

(5) 同一年度内にこの要綱に基づく補助金と対象となる物が同じである他の本市の補助金の交付を受けている者

(6) 次条の補助対象機器と補助の対象を同じくする国庫補助金を原資とする他の補助金等の交付を受けたことがある、又は受けようとする者
(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ機器は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 高効率空調機器 既設の空調機器との入替えにより、30%以上の二酸化炭素排出量の削減効果が得られるもの(新品に限る。)

(2) 高効率照明機器 次に掲げる制御機能のうち1つ以上の制御機能を有するLED照明機器(新品に限る。)

ア スケジュール制御機能(あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能をいう。)

イ 明るさセンサーによる一定照度制御機能(明るさセンサーからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する機能をいう。)

ウ 在／不在調光制御機能(人感センサー又は微動検知人感センサーからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、次条の補助対象経費の額が20万円未満であるときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所沢市省エネ機器導入補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、あらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、令和7年4月1日から同年7月31日までの間に発注した省エネ機器に係る補助金の交付の申請については、市長が別に定める日までに申請する場合に限り、事後に申請することができるものとする。

(1) 省エネ機器導入計画書

- (2) 申請者が個人事業者の場合は開業届、法人の場合は法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）
 - (3) 省エネ機器を導入する建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - (4) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書
 - (5) 設置場所の配置図
 - (6) 建物全景の写真
 - (7) 省エネ機器の設置予定場所の現況写真（令和7年4月1日から同年7月31日までの間に発注した場合を除く。）
 - (8) 既存機器の二酸化炭素排出量と比べて30%以上の二酸化炭素排出量の削減効果が得られることが確認できる資料（高効率空調機器を導入する場合に限る。）
 - (9) 省エネ機器の性能を証する書類
 - (10) 市税の滞納がないことを確認できる書類
 - (11) 同意書（省エネ機器を導入する建物に申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
 - (12) 誓約書
 - (13) その他市長が必要と認めるもの
- 2 補助金の申請を行うことができる期間は、毎年度市長が別に定める。
- 3 第1項の規定による申請は、1年度につき1回限りとする。
- （交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請に係る補助金の交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、所沢市省エネ機器導入補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- （変更申請）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた内容を変更しようとするときは、所沢市省エネ機器導入補助金変更承認申請書（様式第3号）に必要書類を添付して、あらかじめ市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときはこれを審査し、承認の可否を決定し、所沢市省エネ機器導入補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により通

知するものとする。

(中止等の届出)

第8条 交付決定者は、補助金の申請に係る内容中止し、又は廃止しようとするときは、所沢市省エネ機器導入補助金（中止・廃止）届出書（様式第5号）によりあらかじめ市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、省エネ機器の導入が完了した日から30日以内又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、所沢市省エネ機器導入補助金実績報告書兼請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 導入した省エネ機器の内容が確認できる契約書写し又はそれに代わるもの
- (2) 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるものに限る。）
- (3) 省エネ機器の型式が確認できる納品書等の写し
- (4) 省エネ機器を施工した後の設置場所の写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る内容が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、所沢市省エネ機器導入補助金額確定通知書兼振込通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条の規定による補助金額の確定をした日から起算して30日以内に、指定された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金)

第14条 交付決定者は、第12条及び前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年法律第179号）第19条1項に規定された割合と同率で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(延滞金)

第15条 交付決定者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、市長の求めがあったときは、導入した省エネ機器の効果等について報告するものとする。

(補助金の交付を受けた者の遵守事項等)

第17条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けて取得した省エネ機器について、取得完了日から5年間は、

善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図ること。

(2) 財産のうち取得価格が50万円以上のものについては、市長の承認を受けずに、財産等を譲渡し、貸し付け、又は担保に供さないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に規定する耐用年数に相当する期間（次号において「財産処分制限期間」という。）が経過したときは、この限りでない。

(3) 補助金に係る関係書類等は、省エネ機器の導入が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。財産のうち財産処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該期間を経過するまで保管すること。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和7年4月1日要綱）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額	上限額
(1) 機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器	補助対象経費の2分の1	50万円
(2) 設置工事費 ア 設計費 イ 材料費		

ウ 労務費		
エ 機器搬入費		
オ その他市長が認める経費		

備考 補助金の額に千円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。